

質 疑 応 答 書

調達サービス名（件名）

仙台市水道局浄水施設電力需給

		整理番号	2	5	4	0	3	4
質 問 事 項		回 答						
1	各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。ある場合は契約電力(kw)、使用予定期間を教えてください。	自家発補給電力の契約はしていません。						
2	入札書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。	入札説明書「10入札及び開札方法等(9)ウ」に記載のとおりです。						
3	入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか。(力率割引を考慮する)	仕様書「別紙2 仙台市水道局浄水施設電力需給」(1)入札金額積算内訳書の力率(予定)(%)に記載のとおりです。						
4	入札金額の積算につきまして、基本料金及び電力料金の単価は税込、税抜どちらになりますでしょうか。	税込です。なお、入札金額の積算にあたっては、入札説明書と一緒に仙台市水道局ホームページに掲載しているエクセルデータ「入札に関する書類」フォルダ内の「06入札金額積算内訳書」をご使用ください。						
5	入札算定額の各計算過程における端数処理について指定はありますか。	指定はありません。なお、入札金額の積算にあたっては、入札説明書と一緒に仙台市水道局ホームページに掲載しているエクセルデータ「入札に関する書類」フォルダ内の「06入札金額積算内訳書」をご使用ください。また、契約は上記内訳書に記載された単価に基づきます。						
6	弊社では環境配慮の観点より、紙請求書については廃止となっております。電子請求書でのご対応は可能でしょうか。	可能です。						
7	お客さまにはお客さま専用 Web ページにて請求書をご確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。(Web からダウンロード可能)	問題ございません。						
8	ダウンロード可能な請求書へは電子印がされているため、請求担当者等の記載は対応しておりません。ご了承いただけますでしょうか。	了承致します。						
9	発行される請求書につきましてはすべて【税込】単価の記載となりますがご了承いただけますでしょうか。	了承致します。						
10	契約書に記載の契約単価も【税込】単価とさせていただきますがご了承いただけますでしょうか。	了承致します。						
11	電子請求書の対応不可の需要家様へ特別処置として紙請求書を発行した場合、請求書の到着が使用月に対し翌月の15日前後となります。(長期連休時に20日頃になる可能性がございます) ご承諾いただけますでしょうか。	承諾致します。						
12	請求書の支払い期限は請求書受領後30日以内に振込となります。(年度末でも同様) ご承諾	承諾致します。						

	いただけますでしょうか。	
13	弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか。(自動販売機・施設内の売店等)	了承致します。
14	毎月の請求書は各施設を1枚にまとめた一括の請求書、または各施設につき1枚の請求書発行方法のみとなりますが問題ありませんでしょうか。	問題ございません。
15	複数施設のうち指定の施設のみを1枚にまとめて発行するグループ請求書の発行には対応できません。ご了承いただけますでしょうか。	了承致します。
16	弊社の請求書は、原則、Webサイト上で確定版請求書を翌月7営業日夕方より順次掲載致します。ご了承いただけますでしょうか。	了承致します。
17	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費調整額」と表記される形となりますが問題ありませんでしょうか。	問題ございません。
18	当該地域を管轄する電力会社(一般送配電事業者を含む)による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。	契約書第10条に基づき、協議することは可能です。
19	契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか(500kW以上の協議制契約の場合)併せて、契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となりますため、ご希望に添えない場合がございます。また、入札時の算定条件と異なることになるため、弊社からあわせて単価変更のご提示と協議をご依頼する場合がございます。ご了承ください。	契約変更の希望及び予定はございません。また、協議については了承致します。
20	契約電力が1施設で500kW以上(協議制)の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますでしょうか。	了承致します。
21	契約電力が1施設で500kW以上(協議制)の施設について、今現在の契約電力と直近1年間の最大需要電力の実績値をご教示願います。 例：契約電力〇〇kW 最大需要電力実績：2024年1月 〇〇kW	契約電力：409kW 最大需要電力実績：2024年10月 409kW ですが、令和5年度の臨時的な運用実績として2023年10月 554kWがございます。
22	施設において建築・増築にかかる移転はありますでしょうか。	ございません。
23	供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更等、工事や設備工事(設置・撤去を含む)のご予定はありますでしょうか。	工事の予定はございます。
24	契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日2か月前までに弊	協議を行う事は可能です。(天災及び事故等が発生した場合を除く)

	社と協議をおこなっていただくことをご了承いただけますでしょうか。	
25	開札結果について公開方法・範囲を教えてください。 あるいは開札結果を開札日(あるいは翌日)に電話かメール等でご連絡は可能でしょうか。	郵送による入札者が落札者となった場合には、入札日当日に電話にて連絡いたします。 落札公告を落札者決定から 72 日以内に仙台市のホームページに掲載するほか、仙台市水道局ホームページにも入札結果を掲載します。また、入札日翌日以降、電話でのお問い合わせにも対応いたします。
26	①仕様書 福岡浄水場の現契約電力をご教示ください。 また、契約期間中に工事等による契約電力、受電設備容量等の変更はございますか。	福岡浄水場の現契約電力は、182kWです。 契約電力、受電設備容量等の変更の予定はございません。
27	②電力需給契約書(案)第9条 燃料費等調整について 燃料費等調整額は、旧一般電気事業者の調整額を超えない範囲で調整できる旨条文に記載ありますが、電気料金ご請求において燃料費等調整を実施しないこと(電気料金単価に織込など)は許容されるのでしょうか。	料金の算定にあたり燃料費等調整を行わないのは不可とします。各月の電力料金は燃料費等調整額を含めて算出してください。
28	③上記が許容される場合、電気料金の構成が各社で異なるため、一定の条件下で燃料費等調整予定額を入札金額に織込まなければ公平な入札にならないのではないかと考えますがご見解をお伺いいたします。 なお、仙台市役所本庁舎電力需給の一般競争入札の質疑において同質問を行い、「料金の算定にあたり燃料費等調整を行わないのは不可とします。各月の電力料金は燃料費等調整額を含めて算出してください。」と回答をいただいております。	上記回答のとおりです。
29	④電力需給契約書(案)第10条 契約単価の変更について 契約期間中において、一般送配電事業者等の料金単価変更があった場合は、契約単価変更について協議のうえ変更することは可能でしょうか。	電力需給契約書(案)第10条に基づき協議いたします。
30	⑤電力需給契約書(案)第11条4項について 弊社では、延滞利息率を年10%としておりますが、協議(変更)することは可能でしょうか。	遅延利息率は電力需給契約書(案)第11条第4項のとおりとします。
31	自家発補給電力のご契約のある施設はございますでしょうか。	自家発補給電力の契約はしていません。
32	ご提示いただいた積算内訳書の料金設定が時間帯別のメニュープランとなっております。 弊社としては季節別プランで応札希望ですが季節別メニューにて算定及びご契約対応は可能でしょうか。	対応可能です。
33	入札書及び積算内訳書を送付する際、ホチキス止め・袋とじ・書類を重ねた状態でずらして割印など、ご指示はございますでしょうか。	割印、ホチキス留め、袋綴じ等は必要ありません。
34	弊社は環境配慮の観点等により、紙請求書を廃止し、完全電子化へ移行いたしました。	承知いたしました。

	お客さまにはWEB上の『お客様ページ』にて請求書（施設ごとの内訳書アリ）を確認・ダウンロード・印刷して頂くことになりますが、ご了承くださいませでしょうか。 また検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただいております、毎月の受電月報（30分データ）の提供は、WEBからのダウンロードにて可能ですのでよろしくお願い致します。	
35	※燃料費等調整について 落札後の契約時において燃料調整を行わないプランでご契約することは可能でしょうか。 ・その場合、契約締結に至った際には契約書は弊社様式でのご対応は可能でしょうか。	料金の算定にあたり燃料費等調整を行わないのは不可とします。各月の電力料金は燃料費等調整額を含めて算出してください。
36	契約に至った場合は、現行（入札時点）の燃料費等調整の算定諸元をご契約満了まで適用させていただきますがご承諾いただけますでしょうか。 ※算定諸元とはその月の燃料費等調整額の算定に用いる数値および算定式の事であり、ご契約満了まで燃料費等調整額（〇．〇円）を固定するお願いではありません。 ※契約書への追記や別紙、覚書によるご対応を想定しております。	電力需給契約書（案）第9条のとおりです。
37	計量日は毎月1日でしょうか。	毎月1日になります。
38	契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更、受電設備の新設など、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。	中原浄水場にて受変電設備の更新予定はございますがトランス増量の予定は無いので、電力の契約に影響は無いと考えております。
39	SW切替の際必要となりますので、現在の供給者を教えていただけますでしょうか。	丸紅新電力株式会社です。
40	【福岡取水場】こちらは現在の実量制から580kWへ変更ですか。	現在の実量制（409kW）から協議制（580kW）への変更です。なお、580kWの算出根拠は、臨時的な運用を行った際の想定最大電力量としております。
41	全施設スマートメータは設置されていらっしゃるでしょうか。	設置済みです。
42	第2条（権利義務の譲渡等の禁止） 下記文言の追記をお願いできますでしょうか。 ➡ただし、発注者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。	追記は認めません。電力需給契約書（案）第2条のとおりです。
43	第4条（契約電力の変更） 条文初めに下記文言の追記をお願いできますでしょうか。 ➡契約電力が500kW未満の施設 1 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。 2 最大需要電力が500kW以上となった場	追記は認めません。500kW未満の施設については、過去1年間（その1月と前11カ月）の最大電力を契約電力とします。契約電力の変更及び超過金の支払いについては、電力需給契約書（案）第4条に基づき協議を行います。

	合は、最大需要電力等をもとに契約電力を発注者受注者の協議により定めることとする。 3 2において定めた契約電力を超過した場合は、超過金の支払について発注者受注者協議を行い、超過金の支払が適当であると認められたときは、発注者は当該協議において決定された金額を超過金として受注者に支払うものとする。	
44	第5条（使用電力量の計量） 計量日に関する記載がございますが下記文言追記をお願いできますか。 『計量は毎月1日午前0:00とする』・・・計量日が1日の場合	落札決定後に協議いたします。
45	第5条（使用電力量の計量）第11条（料金の支払） 記載では「計量結果通知後、請求」となっておりますが、 実際の業務では1日の午前0時に自動計量され、毎月第4営業日を目途に請求書発行となり、その請求書にご利用の内訳が記載されております。 文面： 計量⇒通知⇒請求 実情： 計量⇒請求・内訳送付 特に契約書文面は変えていただかなくても結構ですが、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりませんのでご了承くださいいただけますでしょうか。	承知しました。
46	第20条（契約外の事項） 定めのない事項に付き協議を行う際に 『受注者の電力需給約款参照の上』を追記お願いできますか。	追記は認めません。約款については入札説明書「18 契約条項」に記載のとおりです。
47	弊社では、燃料費等調整額の、「燃料費調整額」「離島ユニバーサルサービス調整額」は地域電力会社と同一価格でご請求いたしますが、「市場価格調整額」は含まずにご請求いたします。 落札した場合に弊社の算定方法を適用いただくことは可能でしょうか。	貴社の算定方法を適用することは可能とします。ただし、電力需給契約書（案）第9条のとおり、当該地域を管轄する旧一般電気事業者の燃料費等調整額を超えない範囲で行うものとします。